

简析虚假表示及其行政处罚

本文将从虚假表示的概念及认定、虚假表示与虚假宣传的区别、虚假表示的行政处罚等方面，对虚假表示行为进行简要分析。

1. 虚假表示的概念及认定

现行法律对于虚假表示未做出明确定义。根据《反不正当竞争法》(全国人大常委会; 1993 年 12 月 01 日起施行) 第 5 条的规定: 经营者不得采用下列不正当手段从事市场交易, 损害竞争对手: …… (四) 在商品上伪造或者冒用认证标志、名优标志等质量标志, 伪造产地, 对商品质量作引人误解的虚假表示。(以下简称“第 5 条第 4 项”)。对于该第 5 条第 4 项的规定, 实践中有着不同的理解:

- I 一种观点认为: 虚假表示只包括①在商品上伪造或冒用认证标志、名优标志等质量标志和②伪造产地两个方面, ③对商品质量作引人误解的虚假表示是对①②的汇总表达。
- II 一种观点认为: ①②③是并列的, 虚假表示包括这三个方面。

实践操作中, 多数工商行政机关认为虚假表示包括三个方面。对此, 国家工商行政管理总局专门于 2007 年发布《关于对〈反不正当竞争法〉第 5 条第 4 项所列举的行为之外的虚假表示行为如何定性处理问题的答复》(国家工商行政管理总局工商公字〔2007〕220 号), 明确将“在商品上对商品的安全标准、使用性能、用途、规格、等级、主要成份和含量、生产日期、有效期限、保质期等与商品质量相关的内容作虚假表示”列为虚假表示行为之一, 这可以理解为是对以上第 II 种观点的第③个方面的具体解读。

在地方立法层面, 例如, 《上海市反不正当竞争条例》(上海市人大常委会; 1997 年 08 月 13 日修订) 第 10 条详细列举了下列虚假表示行为:

- (一) 伪造或者冒用认证标志、名优标志等质量标志, 使用被取消的质量标志;
- (二) 伪造或者冒用专利标志, 使用已经失效的专利号;
- (三) 伪造或者冒用质量检验合格证明、许可证号、准产证号或者监制单位;
- (四) 伪造或者冒用商品的生产地、制造地、加工地;

虚偽表示及びその行政処罰を簡潔に分析する

本文では、虚偽表示の概念及び認定、虚偽表示と虚偽宣伝の違い、虚偽表示に対する行政処罰等の方面から、虚偽表示行為について簡潔な分析を行う。

1. 虚偽表示の概念及び認定

現行法は、虚偽表示に対し明確な定義を行っていない。「不正競争防止法」(全国人民代表大会常務委員会、1993 年 12 月 1 日から施行) 第 5 条の規定では、「事業者は、次の各号に掲げる不正な手段を用いて市場取引に従事し、競争相手に損害を与えてはならない。……(四) 商品に認証標識又は著名優良標識等の品質表示を偽造又は盗用し、原産地表示を偽り、商品の品質を誤認させる虚偽の表示を使用すること。」とされている。(以下「第 5 条第 4 号」という)。第 5 条第 4 号の規定については、実務において、次の 2 通りの見解がある。

- I 1 つ目の見解は、虚偽表示には、「①商品に認証標識又は著名優良標識等の品質表示を偽造又は盗用する」もの及び「②原産地表示を偽る」もの、という 2 つの方面のみが含まれ、「③商品の品質を誤認させる虚偽の表示」とは、①②をまとめたものであるとするもの。
- II もう 1 つの見解は、①②③は並列的な関係にあり、虚偽表示には、その 3 つの方面が含まれるとするもの。

実務取扱上では、虚偽表示には 3 つの方面が含まれていると考える工商行政機関が多い。この点について、国家工商行政管理総局は、2007 年に「『不正競争防止法』第 5 条第 4 号に列挙された行為以外の虚偽表示行為を如何に判定するかについての回答」(国家工商行政管理総局工商公字〔2007〕220 号)を公布し、「商品上に商品の安全基準、使用上の性能、用途、規格、等級、主要成分および含有量、製造年月日、有効期限、品質保証期間など商品の品質と関係のある内容について虚偽表示を行う」行為を、明確に虚偽表示行為の 1 つとして定めた。それは、上記の II の見解における③つ目の方面の内容に対する具体的な解釈として理解することができる。

地方立法の次元では、例えば、「上海市反不正当竞争条例」(上海市人民代表大会常務委員会、1997 年 8 月 13 日改正) 第 10 条で、次の虚偽表示行為を具体的に列挙している。

- (一) 認証標識、著名優良標識等の品質表示を偽造又は盗用し、取消された品質表示を使用すること。
- (二) 特許標識を偽造又は盗用し、既に失効した特許番号を使用すること。
- (三) 品質検査合格証明書、許可証番号、製造批准証書番号又は製造監督機構を偽造又は盗

- (五) 虚假表述商品的性能、用途、规格、等级、制作成份和含量；
- (六) 伪造生产日期、安全使用期和失效日期或者对日期作模糊标注。

2. 虚假表示与虚假宣传的区别

虚假表示和虚假宣传有一定的相同点，例如：都有“虚假”的客观属性，都有“引人误解”的后果，误解内容都包括“质量、制作成分、性能、用途、生产者、有效期、产地”等。两者的区别主要在于：

- I 虚假表示是指经营者直接在商品上进行虚假标注；虚假宣传是指经营者间接地利用广告或其他方法对商品质量等进行虚假说明。
- II 虚假表示仅包括商品质量而不包括提供服务；虚假宣传既包括商品质量也包括提供服务。

实践中，容易导致两者混淆的行为是在商品包装物上进行虚假标注。单纯从字面上理解，商品包装物不属于商品，在包装物上进行虚假标注，也就不属于虚假表示。这种理解可能有失偏颇，多数工商行政机关在认定时通常结合具体情况进行综合判断。如果某种商品（例如，酒、饮料、大米、面粉、钢筋等）与质量相关的内容无法在商品上直接予以标注，只能在其不可剥离的包装上予以标注，则这种行为视为在“商品上”标注，其中标注有虚假内容的，通常也按虚假表示定性处理。

需要说明的是，根据《反不正当竞争法（修订稿）》（征求意见稿，与今后正式公布的法律有可能不一致）第6条规定：经营者不得在商品或者商品包装上伪造或者冒用认证标志、名优标志、地理标志等质量标志，对商品的质量、制作成分、生产者、产地、有效期以及其他影响购买者选购商品的事项作虚假或者引人误解的表示。与现行《反不正当竞争法》第5条第4项相比较，该修订稿将虚假标注的范围从“商品”扩展到“商品和包装物”。根据该修订稿，在商品包装上与有关商品质量方面的内容进行虚假标注将构成虚假表示行为。而与商品质量方面的内容无关、但进行引人误解的虚假标注，按照以前的实践操作，通常构成虚假宣传行为。

3. 虚假表示的行政处罚

根据《反不正当竞争法》第21条的规定，伪

用すること。

- (四) 商品の原産地、製造地、加工地の表示を偽造又は盗用すること。
- (五) 商品の性能、用途、規格、等級、製造成分および含有量について虚偽表示を行うこと。
- (六) 生産日、安全使用期限及び失効日を偽造し、又は期日について曖昧な表示を行うこと。

2. 虚偽表示と虚偽宣伝の違い

虚偽表示と虚偽宣伝は、一定の共同点がある。例えば、いずれも「虚偽」という客観性と「人に誤認させる」という結果を有し、人に誤認させる内容には、いずれも「品質、製造成分、性能、用途、生産者、有効期限、原産地」等が含まれている。両者の違いは、主に以下の通りである。

- I 「虚偽表示」とは、事業者が直接に商品に虚偽の表示を行うことをいう。虚偽宣伝とは、事業者が間接的に広告又はその他の方法にて商品の品質等について虚偽の説明を行うことをいう。
- II 虚偽表示の対象は、商品品質だけであり、サービスの提供は対象外である。虚偽宣伝の対象には、商品の品質とサービスの提供の両方が含まれる。

実務において、両者の混同を招きやすい行為は、商品のパッケージに虚偽表示を行うことである。単純に文面から判断するならば、商品のパッケージは商品に該当しないため、パッケージに虚偽の標識を行うことは、虚偽表示に該当しないことになる。このような認識はやや偏りがあり、多くの工商行政機関は、認定を行う際には、通常、具体的な状況を踏まえて総合的な判断を行う。もしも、ある種類の商品（例えば、酒、飲料、米、小麦粉、鉄筋等）の品質に関係する内容を直接に商品上に表示できず、その剥離不可能なパッケージ上にしか表示できない場合、当該行為は「商品上」に表示したものと見なし、その表示中に虚偽の内容があれば、通常、虚偽表示があったものとして判定し、処理する。

なお、「不正競争防止法（改正案）」（意見募集案、今後正式的に公布される法律とは必ずしも一致しない可能性がある）第6条では、「事業者は、商品又は商品包装上に認証標識、著名優良標識、地理標識等の品質表示を偽造又は盗用し、商品の品質、製造成分、生産者、原産地、有効期限及び購買者による商品の選択・購買に影響を与えるその他の事項について、虚偽の表示又は人に誤認させる表示を使用してはならない。」と定められている。現行の「不正競争防止法」第5条第4号と比較すると、当該改正案は、虚偽表示の範囲を「商品」から「商品とパッケージ」へと拡大している。当該改正案に基づくならば商品のパッケージに、商品の品質に関する内容について虚偽表示を行うことは、虚偽表示行為を構成することになる。商品の品質関連内容とは関係がないが、人に誤認させる虚偽の表示を行うことは、従来の実務取り扱い通り、通常、虚偽宣伝行為を構成する。

3. 虚偽表示に対する行政处罚

「不正競争防止法」第21条の規定に基づくと、認証

造或者冒用认证标志、名优标志等质量标志，伪造产地，对商品质量作引人误解的虚假表示的，依照《产品质量法》（全国人大常委会，2000年07月08日修订）的规定处罚。

根据《产品质量法》第53条的规定：伪造产品产地的，伪造或者冒用他人厂名、厂址的，伪造或者冒用认证标志等质量标志的，责令改正，没收违法生产、销售的产品，并处违法生产、销售产品货值金额等值以下的罚款；有违法所得的，并处没收违法所得；情节严重的，吊销营业执照。即，对于《反不正当竞争法》第5条第4项所规定的①在商品上伪造或冒用认证标志、名优标志等质量标志和②伪造产地，可以依照《产品质量法》第53条予以处罚。对于③在商品上对商品的安全标准、使用性能、用途、规格、等级、主要成份和含量、生产日期、有效期限、保质期等与商品质量相关的内容作虚假表示，《产品质量法》并没有明确规定相应的处罚措施。对此，一种观点认为，同样依照《产品质量法》第53条予以处罚，还有一种观点认为，依照《产品质量法》第54条予以处罚。实践中，依照上述两条规定予以不同行政处罚的实例都有。

在地方立法层面，例如，根据《上海市反不正当竞争条例》第27条，虚假表示行为将会受到如下处罚：责令公开更正，没收违法所得和作案工具，可以处以违法所得一倍至二倍的罚款；情节严重的，处以违法所得二倍至三倍的罚款。律师理解，此处的违法所得，可以根据《工商行政管理机关行政处罚案件违法所得认定办法》认定，即：违法生产商品的违法所得按违法生产商品的全部销售收入扣除生产商品的原材料购进价款计算；违法销售商品的违法所得按违法销售商品的销售收入扣除所售商品的购进价款计算。

综上所述，虽然中国法律对虚假表示进行了规定，但由于各项规定并不完全协调、吻合（存在法律竞合）；实践中，工商行政机关在对上述行为进行认定时并没有非常明确的标准，不同的工商行政机关对同一行为的定性可能并不相同，从而造成了所适用的法律依据和处罚措施也不尽相同（个别工商行政机关出于多罚款的目的，可能按照处罚措施较重的行为来处理）。涉嫌虚假表示的企业，如果应对得当，有可能适用处罚措施较轻的法律，即，在一定程度上获得减轻处罚的效果。

標識、著名優良標識等の品質表示を偽造又は盗用し、原産地表示を偽り、商品の品質を誤認させる虚偽の表示を行った場合、「製造物責任法」（全国人民代表大会常務委員会、2000年7月8日改正）に照らして処罰される。

「製造物責任法」第53条の規定によると、「原産地を偽造した場合、他人の工場名、工場住所を偽造又は盗用した場合、認証標識などの品質表示を偽造又は盗用した場合は、是正を命じ、違法に生産・販売した製品を没収し、違法に生産・販売した製品の商品価値金額と同額以下の罰金を併科する。違法所得がある場合は違法所得の没収を併科し、情状が重い場合は営業許可証を取り上げる。」とされており、即ち、「不正競争防止法」第5条第4号に規定する①商品に認証標識又は著名優良標識等の品質表示を偽造又は盗用する及び②原産地表示を偽る行為については、「製造物責任法」第53条の規定に照らして処罰を与えることができる。③商品に商品の安全基準、使用上の性能、用途、規格、等級、主要成分および含有量、製造年月日、有効期限、品質保証期間など商品の品質と関係のある内容について虚偽表示を行う行為については、「製造物責任法」では、相応する処罰措置を明確には規定していない。この点については、同様に「製造物責任法」第53条の規定に照らして処罰を与えるという見解も存在し、また、「製造物責任法」第54条の規定に照らして処罰するとの見解も存在する。実務においては、上記の2条の規定に照らして、異なる行政処罰が下された事例がある。

地方立法の次元においては、例えば、「上海市反不正当竞争法」第27条の規定に基づくと、虚偽表示行為に関する処罰として、公開に是正し、違法所得及び不正競争行為のために利用した道具を没収し、違法所得の1倍以上3倍以下の過料を科することができ、情状が重い場合は、違法所得の2倍以上3倍以下の過料を科することができる、とされている。筆者の理解では、ここいう違法所得は、「工商行政管理機關行政処罰事案違法所得認定弁法」に照らして認定することができ、即ち、違法に商品を生産することによる違法所得は、違法に生産した商品の全ての売上から商品原材料の仕入価格を控除した後の金額で計算し、違法に商品販売することによる違法所得は、違法に販売した商品の売上から販売商品の仕入価格を控除した後の金額で計算することができる。

以上をまとめ、中国法律は、虚偽表示について規定を行っているが、各規定は、完全に調和の取れた、合致したものではない（法条競合が存在する）ため、実務においては、工商行政機關が上述の行為の認定を行う際には、非常に明確な基準はなく、各工商行政機關によって、同一行為に対する判定が異なる可能性があるため、適用される法的根拠及び処罰措置も必ずしも同じであるとは限らない（工商行政機關によっては、罰金を多く取ろうという目的から、処罰措置の重い行為として処理する可能性がある）。虚偽表示を行っている疑いのある企業の対応が適切であれば、処罰措置の相対的に軽くなる法律が適用される可能性があり、即ち、ある程度処罰が軽減される可能性がある。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：

《反不正当竞争法》

<http://www.saic.gov.cn/zcfg/fl/199309/t1993090245760.html>

《产品质量法》

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/flgz/zlxq/jd/200701/t20070130_27668.htm

《上海市反不正当竞争条例》

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node3124/node3141/node3151/userobject6ai219.html>

《关于对<反不正当竞争法>第5条第4项所列举的行为之外的虚假表示行为如何定性处理问题的答复》

http://old2009.saic.gov.cn/sjpdq/sjpd/nsjg/gpjy/flfg/t20071105_25471.htm

(里兆律师事务所 2010 年 07 月 16 日整理编写)

備考：

関係する法令の全文の内容をご覧になる場合は、以下の URL をクリックしてください。

「不正競争防止法」

<http://www.saic.gov.cn/zcfg/fl/199309/t1993090245760.html>

「製造物責任法」

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/flgz/zlxq/jd/200701/t20070130_27668.htm

「上海市不正競争防止条例」

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node3124/node3141/node3151/userobject6ai219.html>

「『不正競争防止法』第5条第4号に列挙された行為以外の虚偽表示行為を如何に判定するかについての回答」

http://old2009.saic.gov.cn/sjpdq/sjpd/nsjg/gpjy/flfg/t20071105_25471.htm

(里兆法律事務所が 2010 年 7 月 16 日付で作成)